

## 【ニセ警察官に注意！】 警察官を名乗る詐欺電話発生

現在、鳥取市内で【生活安全課の警察官】を名乗る者から  
「犯人を捕まえたらあなたの名前が名簿にあった」  
「あなたの口座情報が洩れている」  
「不審な電話やメールがなかったか」

という詐欺の電話がかかっています。この手口では、この後、警察官を名乗る者が自宅を訪れ「キャッシュカードを確認する」などと言ってカードをだまし取り、預金を引き出します。

- 警察官や銀行員がキャッシュカードを預かりに来ることはありません。
- 警察官や銀行員がキャッシュカードの暗証番号を聞くことはありません。  
暗証番号は絶対に他人に教えないでください！
- こうした電話があれば、すぐに警察に通報してください！

(2月27日 あんしんトリピーメールを加工)

## 特殊詐欺の現状！

### 鳥取県の被害状況(令和4年12月末)

認知件数 **51件**  
被害総額 **1億2,610万円**

情報元:鳥取県警ホームページ  
特殊詐欺事件の認知件数

### 全国の被害状況(令和4年12月末)

認知件数 **17,520件**  
被害総額 **約361億4,000万円**

情報元:警察庁 特殊詐欺認知・検挙状況等  
について



# クスリの個人輸入には リスクもついてくる。

ニセモノ？

麻薬？

健康被害？

犯罪？



海外からのクスリの購入・使用は **要注意!**

海外サイトで販売されている医薬品やサプリメントの中には、効果が認められない「**ニセモノ・粗悪品**」が存在し、**健康被害**などが多数報告されています。また、日本では「**麻薬・向精神薬**」として規制されている薬であったという事例も報告されています。



詳しくは中面へ 

海外で人気の美容サプリ、  
買っててもだいじょうぶかな…



**海外から個人輸入した医薬品や  
顔が見えない相手から購入した  
薬の使用は、たいへん危険です。**

個人輸入する海外の医薬品の中には、  
「粗悪品」や「偽造品」が確認されています！



厚生労働省が、インターネット上で販売されている「海外製医薬品」と称する製品を購入・分析した結果、表示と異なる成分を含む「粗悪品」や「ニセモノ」の製品が数多く見つかっています。これらを使用すると重大な健康被害が生じるおそれがありますが、その場合は**患者の救済を図る公的な制度（医薬品副作用被害救済制度）の対象になりません**のでご注意ください。詳しくは下記ホームページをご覧ください。



偽造医薬品見本（痩身薬）

(独法) 医薬品医療機器総合機構 ▶ [https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)

**海外製のサプリメントから  
医薬品成分が検出！健康被害の発生も！！**



強壮やダイエットをうたう海外製のサプリメントには、医薬品成分が含まれていることがあります。服用により思わぬ健康被害にあったという事例も多発しています。

#### 〈健康被害事例〉

2022年、「海外製のダイエット用食品」として日本国内でネット販売されていたゼリーを食べた方が、動悸、めまい、吐き気、頭痛などの健康被害を訴えました。調査によりゼリーからは、血圧上昇などの副作用があり、国内では承認されていない医薬品成分「シブトラミン」が検出されました。



# 知らず知らずの危険ドラッグ&大麻に要注意!



## ■海外製サプリメントのほずが、日本では危険ドラッグ!?

海外製の医薬品やサプリメントの中には、日本で危険ドラッグに指定されているものが名前や形状を変えて販売されていることがあります。通販サイトでは成分等の詳細が表示されていないため、危険ドラッグと知らずに購入してしまうかもしれません。

## ■海外旅行のお土産に「大麻入りの食品」!?

海外旅行のお土産として買ったり、もらったりしたクッキーやチョコレート等の中に大麻が含まれているものもあります。また、電子タバコの中に液体状の大麻を入れて密輸する例も相次いでいます。これらは全て「大麻」であり、日本に持ち込むこと、人にあげること、持っていることは違法です。「これぐらいなら…」ではすまされない“犯罪”になるので、十分に注意してください。



国内での売買にも注意が必要!



インターネット(フリマサイトやSNSなど)で許可なく医薬品を販売することは薬機法に抵触する可能性があります。

医薬品のネット販売は、各自治体から許可を受けた薬局・薬店\*のみが許されています。サイトのトップページの掲載事項を確認しましょう。許可を得たネット販売業者の名称・勤務している薬剤師が有資格者であるかは、厚生労働省のホームページからも確認できます。\*医薬品医療機器等法上は「店舗販売業」



▶<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/hanbailist/index.html>

### 〈通報事例〉

ダイエットを目的とした「GLP-1受容体作動薬」や「漢方製剤」等の販売がフリマサイトにおいて複数回通報されています。



人からクスリをもらわない!使わない!

医薬品は医師や薬剤師などと相談して、本来の目的で正しく使用しましょう。ご自身の症状にあった医薬品を購入するため、必ず専門家から説明を受けましょう。



## ● 医薬品の個人輸入に関して

\*個人輸入は、自分が使用するために輸入する制度です。個人輸入した医薬品の使用により健康被害が生じた場合は、患者の救済を図る公的な制度(医薬品副作用被害救済制度)の対象にはなりません。

\*医薬品の成分によっては、個人輸入が認められないものもあります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

\*個人輸入した医薬品を、他人に販売・譲渡することはできません。

## ● 法律に違反した場合

\*指定薬物及びこれを含有する物は、医薬品医療機器等法において、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途以外の用途に供するための製造、輸入、販売、授与、所持、購入又は販売若しくは授与の目的での貯蔵、若しくは陳列は禁止されており、これらについては、同法に基づき**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科(業として行った場合は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科)する**と規定されています。

\*大麻は、大麻取締法において栽培、輸入、所持、譲渡等が禁止されており、違反した場合、同法に基づき**7年以下の懲役(栽培、輸入等)、営利目的の場合10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科。5年以下の懲役(所持、譲渡等)、営利目的の場合7年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれを併科**と規定されています。

危険ドラッグ販売サイトや医薬品成分が検出された製品等の販売サイトに対しては、製品の販売及び広告が中止されるよう指導・取締りを行っています。

個人輸入や薬物乱用について、クスリの購入前にココでチェック!

# あやしいヤクブツ連絡ネット

連絡ネット  
コールセンター  03-5542-1865

あやしい ヤクブツ

検索

あやしい  
クスリは  
すぐに通報!



Webサイト

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp>

Twitter

<https://twitter.com/yakubutsumhlw>

Webサイト



Twitter

